

きそさき

主な内容

町長、町議会議員に当選証書付与	②
災害情報を調べて避難の判断をしましょう	③
後期高齢者医療制度	⑤～⑦
お口の健康づくり	⑧・⑨
町内軟式野球大会結果	⑩
ピンクシャツ運動の取り組み	⑪

木曾岬町の人口と世帯数 5月1日現在

人口	6,148人	(前月比-23)
男	3,173人	(前月比-17)
女	2,975人	(前月比-6)
世帯数	2,529世帯	(前月比-6)





木曾岬町長・木曾岬町議会議員に 当選証書を付与

4月25日執行の木曾岬町長・木曾岬町議会議員選挙の当選証書付与式が4月26日役場にて行われました。

任期満了による木曾岬町長選挙・木曾岬町議会議員選挙が4月20日に告示され、当日の立候補届により、町長選挙においては届出のあった候補者が一人であったこと、町議会議員選挙においては届出のあった候補者が定数を超えなかったことから、両選挙とも無投票で当選が決まりました。

この日の付与式では、当選した町長及び町議会議員8人に町選挙管理委員会の服部委員長から当選証書が手渡され「木曾岬町の未来のために尽力をお願いしたい」とあいさつしました。

町長の任期は5月5日から、町議会議員の任期は5月18日から4年間です。



木曾岬町長

加藤 隆 氏

木曾岬町議会議員

鎌田 鷹介 氏	加藤 真人 氏
三輪 一雅 氏	伊藤 守 氏
古村 護 氏	服部 芙二夫 氏
伊藤 好博 氏	後藤 紀子 氏

グリーンカーテン用 苗木(ゴーヤー) 無料配布

5月9日(日)役場玄関前において、グリーンカーテン用の苗木(ゴーヤー)と桑名広域環境管理センターで生産している「ソウインコンポ(し尿汚泥肥料)」の無料配布を行いました。

今年も多くの方にお越しいただき、盛況のうちに終了することができました。

★町では、環境にやさしい町づくりの一環として、身近にできることからチャレンジをキーワードに、毎年ゴーヤーの苗木を配布しています。



災害時には

自分で災害情報を調べて避難の判断をしましょう

- 防災情報などを「早く」「正確に」入手することがとても大切です。

木曽岬町では下記の配信メールにより防災行政無線と合わせて災害時の情報をお知らせしています。

【登録方法】

QRコードからサイトにアクセスするか、「t-kisosaki@sg-m.jp」に空メールを送信してください。



■ 問合せ先 危機管理課 ☎68-6101

- 中部電力パワーグリッド株式会社の停電情報お知らせサービス（無料アプリ）

平成30年9月に襲来した台風により多くの地域で停電が発生しました。

停電情報お知らせサービスでは、停電が発生・復旧した場合にプッシュ通知でお知らせします。外出先でも停電情報をすぐに確認できます。QRコードからアプリをダウンロードしてください。

■ 問合せ先

中部電力パワーグリッド株式会社 桑名営業所

■ フリーコール 0120-985-232



App Store
アイフォン用



Google Play
アンドロイド用

ふとん洗濯サービス のご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠

洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

● 申込方法

役場福祉健康課にて利用料とともに申し込んでください。

● 申し込み期限

6月30日(水)

● 実施日

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、概ね1週間以内にお届けします。

なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

● 対象寝具（日常的に使用している寝具に限る）

- ① 掛布団+敷布団+毛布
- ② マットレス+ベットパット+掛布団+毛布
- ③ マットレス+ベットパット+掛布団+敷布団+毛布

* 布団の貸出し有（有料、敷布団・掛布団各550円/回）

● 利用料

- ① 740円
- ② 960円
- ③ 1,180円

● 利用対象者

- ・ 概ね65歳以上の一人暮らしの方
- ・ 介護認定を受けた方
- ・ 心身障がい児(者)で衛生管理が困難な方

● 申込み及び問合せ先

福祉健康課 ☎68-6104

* 羽毛布団等もご利用いただけます。



洗濯後



洗濯前

児童手当の現況届の提出は6月中に!

児童手当の受給対象者には、6月上旬に「現況届」を送付します。

現況届は、毎年6月1日の状況を届け出ることによって、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、期限内に必ず提出してください。

●提出期限 / 6月25日(金)

●提出書類 / 児童手当・特例給付 現況届

- 受給者の健康保険被保険者証の写し(国民健康保険加入の方は省略可)

※このほか、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。



みなさんご存知ですか? 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは?

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

【支給期間】

児童が18歳に達する年の年度末まで
(※精神または身体に一定以上の障がいがある場合は20歳未満までです)

【支給要件】

次に該当する児童について、父、母または養育者が監護等している場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母の婚姻によらないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

【支給月】

5月、7月、9月、11月、1月、3月(2か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの受給となります。

特別児童扶養手当とは?

心身に障がいのある20歳未満の児童の父母、または父母に代わってその児童を療育している方に支給される手当です。

【支給要件】

- 身体障がいがおおむね1級または2級程度、療育手帳Aおよびこれらと同程度の障がいがあるとき
- 身体障がいがおおむね3級、療育手帳Bおよびこれらと同程度の障がいがあるとき

【支給月】

4月、8月、11月(4か月分まとめて支払い)
支給開始が認定された場合は、請求月の翌月分からの受給となります。

該当となる方は福祉健康課で手続きが必要です。受給理由等により、必要な提出書類等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※請求者および扶養義務者の所得が一定以上の額を超える場合や児童が公的年金の給付を受けることができる場合、施設などに入所している場合などは手当を受けることができません。

●問合せ先 / 役場 福祉健康課 ☎68-6104

後期高齢者医療制度のお知らせ



被保険者証について

新しい被保険者証(ピンク色)を、7月中旬に、簡易書留で送付します。

若草色の被保険者証は、8月1日以降はご使用になれません。

新しい被保険者証(ピンク色)が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は役場住民課に返却してください。(ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分にご注意ください。)

また、8月1日以降に、医療機関を受診する時は新しい被保険者証(ピンク色)を提示してください。

「限度額適用認定証等」について

入院するときや高額な外来診療を受けるときは、限度額適用認定証(一部負担金の割合が3割の人)又は限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)を医療機関などの窓口で提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の人は、入院時の食事代なども減額されます。

認定証の交付を受ける場合は、役場住民課窓口で申請してください。

なお、現在交付されている人で今年度も同一証の対象者へは自動更新により7月末に送付します。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。

原則、7月中旬に保険料額及び納付方法の通知を役場住民課から送付します。

● 保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。なお、保険料の計算では前年中の所得を用います。

● 今年度の保険料の計算方法は下記のとおりです

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 44,589 \text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{被保険者に係る基礎控} \\ \text{除後の総所得金額等}) \\ \hline \times 8.99\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (\text{賦課限度額 64万円}) \\ \hline \end{array}$$

※総所得金額等とは

- 各収入から必要経費(公的年金控除額や給与控除額等)を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- 遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- 各種所得控除(社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等)は適用されません。

● 保険料の軽減措置

◆ 所得の低い世帯に属する人に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する人は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の後期高齢者医療被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
43万円+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	7割	13,376円
43万円+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	5割	22,294円
43万円+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)以下	2割	35,671円

【注1】軽減判定は毎年4月1日時点の世帯状況で行います。(年度途中で資格取得された人は資格取得日)

【注2】65歳以上(令和3年1月1日時点)の人の年金所得については、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険*の被扶養者であった人への軽減

所得割は課されません。均等割は資格取得から2年間のみ5割軽減されます。ただし、所得が低い世帯に属する人は軽減割合が高い方(7割軽減)が優先されます。

※被用者保険とは 協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

被用者保険の被扶養者であった人で軽減措置が行われていない場合は、役場住民課にお知らせください。

●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収(年金からの天引き)」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

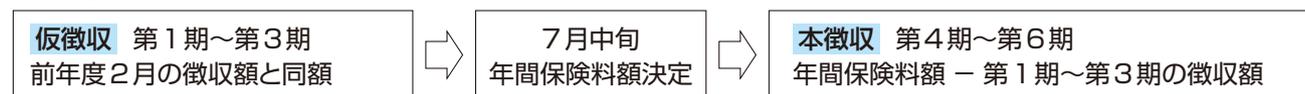
※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

◆特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



◆普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

一部負担金の割合の変更(基準収入額適用申請)について

●申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得(課税標準)額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、申請により負担が1割になります。(7月末までに申請された人は8月から負担割合が変更されます。8月以降に申請された人は申請月の翌月からになります。)

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合(被保険者の収入額)・・・383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

○同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合(被保険者の収入額合計)・・・520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します。

- 目的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人
- 送付スケジュール
 - 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
 - 5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送
 - 8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送
- 受診期間 7月1日から11月30日までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料(令和3年度から無料となりました)ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

75才からのお口の健康チェック（後期高齢者歯科健康診査）について

8月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上を目的としています。
- 対象者 三重県後期高齢者医療被保険者で、3月31日現在、75歳、77歳及び80歳の方
- 送付スケジュール 8月下旬発送
- 受診期間 9月1日から12月20日まで
- 受診場所 公益社団法人三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料
ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します。

実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。また、支払った医療費の額を載せますので、確定申告の添付書類として使用できます。

医療費通知を不要とされる人は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りま。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りま。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた人が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。必ず内容を確認したうえで、署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。



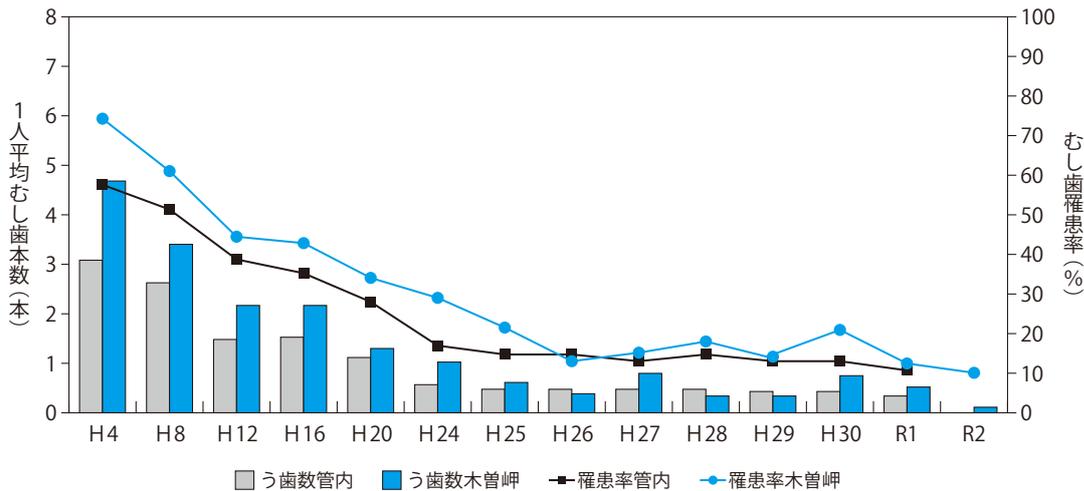
●問合せ先

- 三重県後期高齢者医療広域連合事業課
 - 資格保険料グループ ☎059-221-6883
 - 給付健康グループ ☎059-221-6884
- 役場 住民課 ☎68-6103

木曾岬町の子どもたちの状況は？

子どもたちのむし歯は、以前に比べてずいぶん減ってきています。

～3歳児健診歯科健診結果(北勢管内との比較)～



〈令和2年度木曾岬町3歳児健診〉

- ・受診者数：28名
- ・合計むし歯本数：4本
- ・むし歯のある子の数：3名!!



一人平均むし歯本数は**0.14本!!** (参考：令和元年度0.56本)

むし歯罹患率は、**10.7%** (参考：令和元年度12.8本)でした。

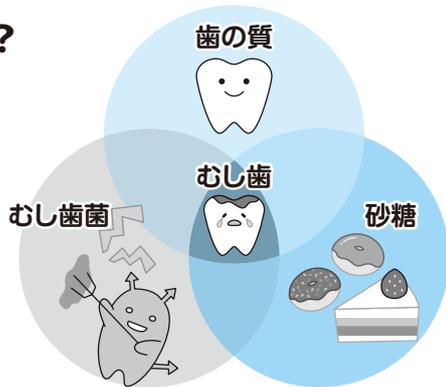
町民の皆様のご協力のおかげで、
木曾岬町の子どもたちのむし歯は、本当にどんどん減っています。
引き続き「子どもの笑顔が素敵な木曾岬町」を
目指しましょう!!



6月4日から6月10日は、「**歯と口の健康週間**」です。

そこで、今月は**お口の健康づくり**についてお話しします。

●むし歯の原因は？



むし歯は、歯の質（唾液の量と質・歯の形と質）むし歯菌、砂糖（食生活）の3つの要素が深く関わりあってできます。

●むし歯を防ぐには・・・

①フッ素で歯の質を強くしよう！！

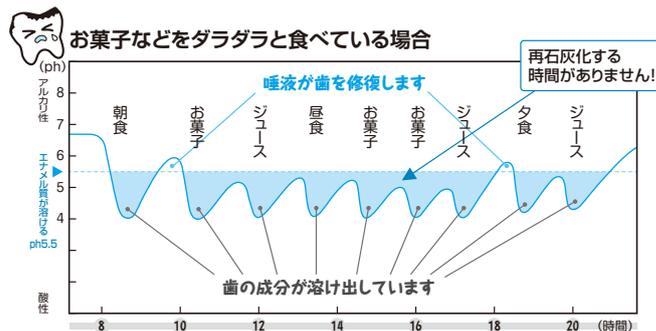
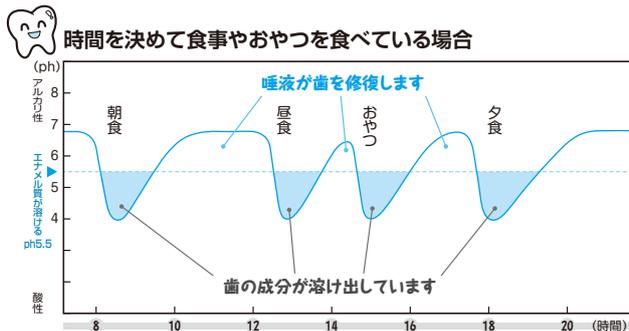
フッ素を使うとエナメル質が強くなり、むし歯菌の出す酸に負けにくい丈夫な歯になります。木曾岬町では、1歳4か月から3歳4か月まで、町の補助でフッ素塗布を安く受けることができます。また、町立こども園の年中・年長組の方は、こども園において「フッ化物洗口」を受けることができます。是非ご利用ください。それ以外の年齢の方は、歯科医院でのフッ素塗布やフッ素入り歯磨き粉の使用などでフッ素を利用しましょう。

②正しい歯みがきでむし歯菌を減らそう！！

できれば毎食後、それが難しい場合は寝る前に必ず歯みがきをしましょう。小学校低学年くらいまでは、仕上げみがきをしましょう。むし歯になりやすい場所は、「歯と歯の間」「奥歯の溝」「歯と歯茎の間」です。できればデンタルフロスも活用し、丁寧にみがきましょう。

③砂糖の量よりも回数に気を付けよう！！

飲食をすると、口腔内は酸性に傾き脱灰（歯からカルシウムなどのミネラルが溶け出す）が始まり、しばらくすると唾液の活躍で再石灰化（エナメル質の修復）されます。おやつ回数が多または時間が長いと脱灰の時間が長く再石灰化できなくなり、むし歯への危険度が高まります。おやつは特に時間と回数を決めることが大切です。



INFORMATION
きそさき

こんにちは保健師です

教育委員会だより

生活のミニ情報

リサイクルの森
イベント情報

警察署コーナー

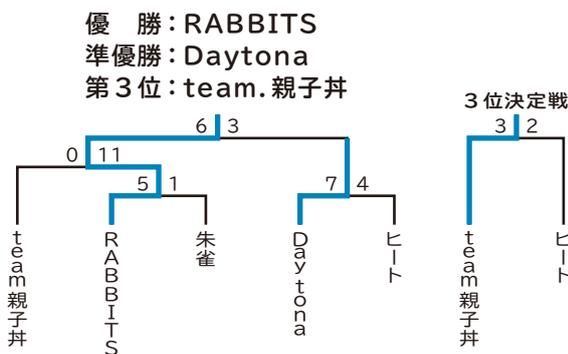
カレンダー

町内軟式野球大会 結果報告

4月18日(日)と25日(日)の2日間にわたり5チーム参加のもと「町内軟式野球大会」が開催されました。初日は前日の雨の影響で木曾川グラウンドのコンディションが悪く中学校校庭に会場を変更して実施しましたが、2日目は予定どおり木曾川グラウンドで開催でき、各チームとも日頃の練習の成果を遺憾なく発揮することができました。白熱した決勝戦を制したのは「RABBITS」で見事、優勝の栄冠に輝きました。

新型コロナの影響で昨年度は大会が中止となり2年ぶりの開催となりましたが、出場した選手たちは野球というスポーツを通じて他チームとの交流を図り、楽しく健康的な時間を過ごすことができました。

なお、試合結果は次のとおりです。



保護者・地域のみなさまへ ～三重県の教職員総勤務時間縮減の取組～

現在、学校を取り巻く環境は、様々な教育改革への対応が増えることが予想され、それに伴う教職員の長時間にわたる時間外労働が問題になっています。

こうした中、三重県では市町教育委員会・学校と連携しながら、三重県教育ビジョンに基づく施策「教職員が働きやすい環境づくり」を推進し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、心身にわたる健康を維持することにより、教育活動に意欲的に取り組めるようすべての公立学校で統一した取組を進めています。

つきましては、保護者・地域のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



〈小・中学校の取組〉

- 毎月2回以上、教職員の定時退校日を設定します。
- 学校閉校日を設定します。
【8月10日(火)～8月15日(日)】
【12月28日(火)～令和4年1月4日(火)】
※ 諸般の事情により変更する場合がございます。
- 原則、週2日の部活動休養日を設定します。
(中学校のみ)
 - ・平日1日と土曜日が日曜日のどちらか1日
 - ・平日の活動時間は2時間以下、週末及び学校の休業日の活動時間は3時間以下
- 学校への電話での問合せや連絡については、原則、教職員の勤務時間内をお願いします(午前8時20分～午後4時50分を目安としてください)。

ピンクシャツ運動の取り組み

～いじめ防止強化月間(4月)より～

“木曾岬町ならではの”の教育推進重点項目「オリジナル5」より

連載:グッドストーリーズⅡ ～未来へつなぐバトン・パス～

策定3年目を迎える「木曾岬町こども園・学校教育方針」を推進していくために、今年度も“木曾岬町ならではの”の「オリジナル5」を大切にしながら施策展開を図っていきます。グッドストーリーズⅡは、木曾岬の未来の担い手となる子どもたちの園・学校でのいろいろな“学び”の姿を、園・学校から家庭や地域へ、世代から世代へ「バトン・パス」をするように発信していきます。

6月号では、中学校の様子についてご紹介します。

三重県では、三重県いじめ防止条例で4月と11月を「いじめ防止強化月間」と定めて、学校・家庭・地域等がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合いながら、社会総がかりでいじめ根絶に向けて取り組むという気運を高めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応をめざした取り組みを推進しています。本校では、昨年「いじめの根絶」のためのピンクシャツ運動に、運動の起こりを学習することも含めて取り組んでいます。

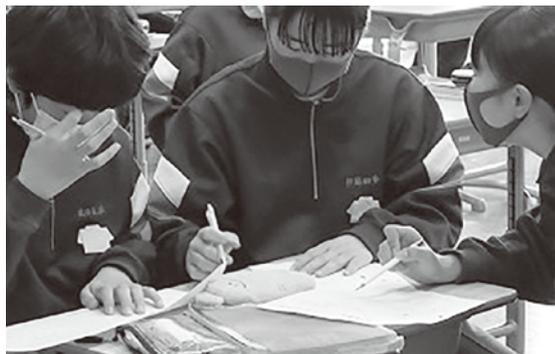
今年度は、4月21日(水)に三年生が紙でピンクのシャツを折って全校生徒分を作成してくれました。4月23日(金)の朝に配布しましたが、ピンクシャツ運動の起源や意味を知らない一年生には、生徒会執行部の生徒が各教室に行き、朝の会で説明をしてくれました。この日は全校生徒が「いじめ撲滅」を意識して、紙で作成したピンクシャツを胸に着けて一日を過ごしました。



生徒たちは「いじめとは何か」を考える・知る・見抜く学習をしています。いじめは、学校でだけ起こるものでは

ありません。大人の世界でも学校以上に起こっている問題かも知れません。いじめも差別の一部分なので、いじめとは何かを「知る」ことによっていじめを見抜く力が備わり、なくしていくことにつながっていくと思います。差別も同じです。どういう言動が差別なのかを「知る」ことで、自分や他の人の行動が差別であるか、そうでないかが判断できると思います。

例えば、小さい頃の失敗を中学生になってもその時の話を持ち出され「成長を認めてもらえない」「人格



を勝手に決めつけられる」「馬鹿にされる」ということがあったらと考えるとゾッとします。その延長が「あその家は」「あその子は」につながります。

県の条例でも、いじめ撲滅の取り組みは「社会総がかりで」とありますので、だれもがいじめられない、差別されない町にしていくために、生徒とともに町民のみなさんもいじめをはじめとする差別を「知る」「考える」ことを大切にしていきたいと思います。

今月の図書館コーナー

「柔道は、心身の力を、最も有効に、使用する道である。
その修行は、攻撃防禦の練習に由つて、身体精神を鍛錬修養し、斯道の神髓を体得する事である。
さうして、是に由つて、己を完成し、世を補益するが、柔道修行の究竟の目的である。」
「世界の伝記 嘉納治五郎」より抜粋

一年遅れで東京オリンピックの開催が進められている今日、オリンピックの父嘉納治五郎の有名な遺訓が浮かびます。この遺訓は「心身を最も有効に使用する態度は柔道の練習だけにあてはまるものではない。社会生活においておたがいに協調しあうことが大切だ」という意味が含まれます。こんな世の中でこそ、心の鍛錬や人との繋がりを大切に、受け取るべきではないでしょうか。今月のテーマは「こころとからだを大切に」。偉人の言葉を活かしたいものです。



今月のNEWS

メインコーナー

- ・こころとからだを大切に

児童コーナー

- ・インターナショナル

サブコーナー

- ・見て感じる、目で読む写真集の魅力

きょうはなんの日?

- 6月 4日「虫歯予防デー」
- 6月 23日「オリンピックデー」
- 6月 25日 エリック・カール誕生日(絵本作家)

6月は健康やスポーツに関する記念日がありますね。

梅雨時ですが、身体や心は晴れやかに、健やかに過ごしたいものです。25日生まれの絵本作家の「はらぺこあおむし」という絵本はご存じでしょうか。あおむしがたくさんのごちそうの葉っぱを食べて元気になり、きれいな蝶となるお話です。

元気がもらえる絵本です。

今月の予定

郷土文化交流スペース展示予定

- ・書道サークル作品展

◎開館日 火～木……午前10時～午後6時 金…正午～午後8時
土・日・祝…午前9時～午後5時

●問合せ先/町立図書館 ☎40-9010
HP: <http://kisosaki-library.net/>

6月 図書館カレンダー

○の日は休館日です

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
⑦	8	9	10	11	12	13
⑭	15	16	17	18	19	20
⑳	21	22	㉔	25	26	27
㉘	29	30				

教育関連施設 開館日のお知らせ

町 体育館

6月は一般開放及び軽スポーツ教室を実施しません。

文化資料館

◎開館日
毎週日曜日
午前9時～午後4時

北 部公民館

◎開館日
火～日(年末年始・祝日を除く)
午前9時～午後5時
※ただし日曜は午前9時～午後1時

第20回やろまい夏まつり中止

8月7日(土)に開催を予定しておりました「やろまい夏まつり」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係者及びご来場の皆様方の安全を第一に考え中止とさせていただきます。

夏の一大イベントを楽しみにしていただいていた皆様には大変申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

●ボラ倶楽部・木曾岬町教育委員会 ☎68-1617

三重とこわか国体デモンストレーション競技 「スポーツチャンバラ競技大会」中止

6月13日(日)に開催を予定しておりました「スポーツチャンバラ競技大会」については、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大していることから中止いたします。

●木曾岬町教育委員会 ☎68-1617

生活のミニ情報

見守り 新鮮情報

「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。

迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。(70歳代 女性)



不安をあまり契約させる リフォーム工事の点検商法

ひとこと助言

その場で
契約しないで



見守るくん

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第308号(2018年5月16日)発行：独立行政法人国民生活センター

●問合せ先/木曾岬町役場 住民課 ☎68-6103

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日～6月10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です

- 電波の利用には、原則、免許が必要です。
- 無線機器の使用には「技術マーカー」の確認をしましょう。
- 外国規格の無線機器は国内で使用できません。

問 総務省東海総合通信局

不法無線局の相談
 ☎052-971-9107
 テレビ等の受信障害の相談
 ☎052-971-9648

暮らしなんでも相談会開催(無料・秘密厳守)

子育て、年金、介護、労働、金融、法律などの相談に弁護士・社会保険労務士・介護支援専門員が親切にお応えします。

●日 時

6月12日(土)
 午前10時～午後4時

●場 所

桑名市総合福祉会館内
 会議室

●申込方法

下記電話またはFAX(0594-877-7170)でお申込みください。

事前予約制ですが当日空いている場合がありますので当日でも電話にて連絡ください。

問 暮らしほっとステーション

桑名地区労働者福祉協議会
 ☎0594-877-169
 連合三重桑名地域協議会
 ☎0594-241-2422
 (協力団体：桑名市社会福祉協議会)

介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修(通信講座)の受講生募集

福祉・介護職場の人材不足を改善するため、働いていない方を対象に介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修の通信講座の受講生を募集します。

●応募要件

三重県に住居登録をしている働いていない方で、概ね70歳未満の方。

●募集定員

各39名

(応募者多数の場合は抽選)

●受講料

無料(テキスト代は自己負担)

●受講方法

本会より送付するテキスト等資料により学習し、指定する各期日までにレポート課題を提出していただきます。実技

科目はスクーリングで学習します。

●スクーリング会場

三重県社会福祉会館
 (津市桜橋2-131)

●生活援助従事者研修(通信講座)

〔第2回〕
 募集期間
 5月7日(金)～8月27日(金) 必着
 研修期間
 9月22日(水)～11月25日(木)

●介護職員初任者研修(通信講座)

〔第1回〕
 募集期間
 5月7日(金)～7月16日(金) 必着
 研修期間
 8月10日(火)～11月12日(金)

●問 三重県福祉人材センター

介護員養成研修担当
 ☎059-227-5160

介護有資格者 再チャレンジ研修(Web研修と介護実技研修)

介護の資格は持っているけれど、「経験がない」、「プランクがある」などと介護の職に就くことに不安がある方や、復帰したけれど、もう一度『介護の基本』を学び直したいとお考えの

方が、不安や悩みを解消し、福祉・介護の現場で活躍していただけるよう、介護の知識や技術のスキルアップができる研修(Web研修と介護実技研修)を実施

〔研修内容〕

Web研修と介護実技研修
 (1)Web研修

●受講方法

インターネットを利用して、本会より配布する資料及び講義動画を視聴し、各科目修了後にレポートを提出していただきます。

●研修内容

7科目(10時間30分)

●受講期間

8月2日(月)～令和4年2月18日(金)の間の3週間
 (申し込み後本会より日程をご案内します。ご希望の日程のリクエストも可)

●対象者

介護等の資格をお持ちで、現在介護の仕事をしていない方又は、介護職として就職・復帰後概ね1年未満の方
 (2)介護実技研修

●日 程

令和4年2月17日(木)
 21日(月)

●会 場

三重県社会福祉会館
 (津市桜橋2丁目131)

●対象者

Web研修受講者のうち、受講を希望する方

〔募集期間〕

5月10日(月)～令和4年1月21日(金)

〔参加費/定員〕

無料/150名 ※先着順

〔その他〕

Web研修受講にはインターネットに接続したパソコン、タブレット等が必要です。
 (※インターネットの環境が整っていない方はご相談ください。)

現在介護の仕事をしていない方は、施設体験(2日間)にも参加していただけます。
 (新型コロナウイルス感染症拡大防止対策上、支障がある場合は休止いたします。)

希望に応じた就労支援を行います。

〔主 催〕

三重県・(社)福)三重県社会福祉協議会

●問

(社)福)三重県社会福祉協議会
 桑名市総合福祉人材センター

☎059-227-5160

(平日午前9時～午後5時)

リサイクルの森

イベント情報

●問合せ先
 株式会社 Eサービス
 ☎0594-87-5133
 HP: <https://www.kwes-ebara.com>



体験プログラム開催

- 開催日時 / 6月26日(土)
 午前の部 午前10時から 5グループ(最大25名)先着順
 午後の部 午後1時から 5グループ(最大25名)先着順
 ※小学生以下の方は保護者の同伴が必要です。
- 会場 / 桑名広域清掃事業組合 リサイクルの森 管理棟2階
 (桑名市多度町力尾字沢地4028)
- 実施内容 / プチプチ(緩衝材)でエコなミニショルダーバッグを作ろう!
 (約60分間のプログラムです。)
 ※小さいお子様向けにぬりえを準備しています。

体験プログラムは、先着順の事前予約制となります。

参加ご希望の方は下記期間中に「リサイクルの森」へ、お電話(0594-87-5133)にてご応募ください。

- 応募期間 / 6月7日(月)から6月25日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く)
 - 同時開催 / モノ・コトショップ 午前10時～午後3時
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いしております。
 ご協力をお願いいたします。

2021年
6/26
(土)

体験プログラム

フチフチ(緩衝材)でエコな
ミニショルダーバッグを作ろう!

モフリン

完成品イメージ

The poster features a central title in large, bold, black characters. To the left, a circular graphic contains the date '2021年 6/26 (土)'. Below the title, there are two photographs showing examples of the finished mini-shoulder bags, which are made from recycled bubble wrap and feature various patterns and designs. At the bottom right, there is a cartoon illustration of a family (a man, a woman, and two children) standing together, with one child holding a bag. The text '完成品イメージ' (Completed product image) is written below the photos.



薬物乱用防止

近年、薬物使用者の低年齢化が進んでいます。薬物問題を他人事にとらえず、身近なものと考えて、薬物の危険性について各々が正しい知識を持ち、乱用防止について考えることが大切です。

規制されている主な薬物とその作用

●覚醒剤

特に依存性が強く、薬物依存が進行すると「壁のシミが人の顔に見える。」「誰かが自分を殺しに来る。」などといった幻覚や妄想が現れます。

●大麻

気分が快活、陽気になり、よくしゃべるようになると言われていますが、その一方で、視覚、味覚、触覚等が過敏になったり、現在、過去、未来の観念が混乱して思考が分裂し、感情が不安定になったりします。

●コカイン

神経を興奮させる作用があり、気分高揚、幻覚、妄想、知覚異常、精神錯乱に陥ることがあります。

薬物乱用による身体・精神への弊害

規制薬物の乱用により、精神や身体には次のような様々な障害が生じます。

●身体への有害性

- ・血圧上昇や脳血管疾患、心疾患、肝機能障害等の発症
- ・注射器の使い回しによるAIDS（エイズ）感染、肝炎の発症

●精神への有害性

- ・意識障害、薬物の効き目が切れた時に引き起こされる幻覚・妄想の症状
- ・精神疾患

●依存性・耐性

規制される薬物は、脳等の中枢神経系に作用するものであり、薬物の効果が切れた時の苦痛から逃れるため、薬物による効果を強く求める「依存性」が形成され、更に、薬物を繰り返し使用しているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」も生じます。好奇心で使用しただけでも、そこに薬物の依存性と耐性が生じ、使用する量や回数がどんどん増え、自分の意思ではやめることができなくなります。

薬物を使用すると、幻覚・妄想等の精神障害に陥って、殺人・強盗・放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすおそれがあります。一瞬の快感を得られても、その代償は大きく、社会に与える影響は計り知れません。

薬物乱用は、乱用者本人のみならず、社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。

●桑名警察署 / ☎0594-24-0110

●三重県警察本部 警察安全相談電話

/ ☎059-224-9110

【平日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)】

町内4月の交通事故 ()…令和3年累計

●件数 / 14件(50件) ●死者数 / 0人(0人) ●負傷者数 / 1人(1人)

6月カレンダー

※新型コロナウイルス感染症予防のため、健康カレンダーに記載の行事は状況により変更となる場合もあります。ご注意ください。なお、下記の行事も、状況によっては変更となる場合もあります。

主な行事	場所	時間	備考
2Ⓢ・転倒予防教室	福祉・教育センター集会室	午後1時30分～午後3時	
3Ⓢ・1歳半健診・3歳児健診	保健センター	午後1時15分～午後2時30分	
8Ⓢ・のびのび指導室 ・母乳相談	保健センター 保健センター	午前9時30分～午前10時30分 午前10時～午前11時	要予約 ☎68-6119
10Ⓢ・すくすくひろば	保健センター	午前10時～午前11時30分	
15Ⓢ・トマッピーキッズサークル	木曾岬こども園		
16Ⓢ・転倒予防教室 ・ブックスタート	保健センター 図書館	午後1時30分～午後3時 午後2時30分～午後3時30分	
17Ⓢ・北勢地域若者サポートステーション 出張相談in木曾岬	福祉・教育センター	午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎059-359-7280
18Ⓢ・育児相談	保健センター	午後1時30分～午後3時	要予約 ☎68-6119
22Ⓢ・オレンジカフェ	福祉・教育センター会議室1	午後1時30分～午後3時	
23Ⓢ・いす・たいそう教室	保健センター	午後1時30分～午後3時	
25Ⓢ・発達相談 ・法律相談	保健センター 福祉・教育センター	午前9時30分～午後3時 午前9時30分～午前11時30分	要予約 ☎68-6119 要予約 ☎68-2760
27㊥・日曜役場	役場 住民課	午前8時30分～午後5時	収納・証明業務

INFORMATION
きそさき

こんにちは保健師です

教育委員会だより

生活のミニ情報

リサイクルの森
イベント情報

警察署コーナー

カレンダー

納付を
お忘れなく!

6月の納付

- 住民税(6/30納期限) …… 第1期分
- 水道料金・下水道使用料(6/30納期限) … A地区
- こども園保育料(6/28納期限) …… 6月分
- 学校給食費(6/15納期限) …… 6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

- 電話/0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)
- FAX/0569-38-7859
- ※時間外は留守番電話にて対応します。

夜間・休日電話	40-9008
平日夜間 午後5:15～翌日 午前8:30/土・日・祝日・年末年始	
総務政策課	68-6100
建設課	68-6106
危機管理課	68-6101
会計課	68-6107
税務課	68-6102
議会事務局	68-6108
住民課	68-6103
教育委員会	68-1617
福祉健康課	68-6104
保健センター	68-6119
産業課	68-6105
町立図書館	40-9010

●町のホームページ
<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福崎・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2米	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎざ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 3日・7日・10日・14日・17日 21日・24日・28日	毎週火・金曜日 1日・4日・8日・11日・15日 18日・22日・25日・29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 2日・16日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 2日・9日・16日・23日・30日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 9日	毎月第4水曜日 23日
資源ごみ	毎月第4日曜日 27日	

家庭ごみ収集におけるお願い

- ※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)
- ※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。
- ※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。



令和4年4月1日採用 木曾岬町職員募集

職種	一般事務職(障害者対象含む)	保育士(幼稚園教諭)
採用予定人数	2～3人程度	1～2人程度
	※今後の採用計画の見直し及び職員の退職により変更する場合があります。	
受験資格	<p>平成4年4月2日以降に生まれた方で、大学、短大等若しくは、高等学校を卒業又は令和4年3月31日までに卒業見込みの方</p> <p>【障害者対象】 上記条件に加え、次に掲げる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 活字印刷文による採用試験の出題に対応できる方 	<p>平成4年4月2日以降に生まれた方で、保育士及び幼稚園教諭の資格を有する方又は採用日までに取得見込みの方</p>
	※日本国籍を有し、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方	
1次試験	<p>【三重県町村会の統一試験】 日 時 9月19日(日) 午前9時10分から受付開始 場 所 木曾岬町役場</p>	
	<p>試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 職場適応性検査、事務適性検査</p>	<p>試験内容 教養試験(高卒程度)、小論文 専門試験、職場適応性検査</p>
	結果通知 10月上旬に1次試験受験者全員に郵送で通知します。	
2次試験 [1次試験合格者]	<p>日 程 10月15日(金) 試験内容 ①集団討論 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。</p>	<p>日 程 10月21日(木) 試験内容 ①実技試験 ②面接試験 会 場 木曾岬町役場 ※詳しくは第1次試験合格者に通知します。</p>
試験申込書 履歴書の請求	<p>○直接役場へ出向く場合 木曾岬町役場(木曾岬町大字西対海地251番地) 3階総務政策課までお越しください。</p> <p>○郵便で請求する場合 表面に「職員採用試験申込書希望」と記載した封筒に、返信用封筒(140円切手を貼付し、宛先を明記した角形2号[33cm×24cm程度の大きさ])を必ず同封し、 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係宛に請求してください。</p> <p>○提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 試験申込書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真2枚貼付) 履歴書(指定用紙、3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真1枚貼付) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (高等学校卒業程度の認定試験合格者は合格証明書) 返信用封筒(1次試験結果送付用 404円(簡易書留郵便代)を貼付し、宛先を明記した定形長3サイズ) 保育士(幼稚園教諭)の場合は、保育士及び幼稚園教諭の資格証明書の写し、又は取得見込み証明書 <p>※提出書類については返却いたしません。</p>	
受験申込	<p>○提出先 〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地 木曾岬町役場総務政策課人事係 ※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と記載してください。</p> <p>○受付期間 7月1日(木)～7月26日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日は不可) ※郵送の場合は、7月26日(月) 午後5時15分到着分まで有効。</p>	
受験票の送付	9月上旬に送付しますので、試験日当日には必ず持参してください。	

●問合せ先/役場 総務政策課 人事係 ☎68-6100

各種制度等の案内については、町のホームページをご覧ください。